

平成26年川俣町議会第2回定例会会議録

平成26年川俣町議会第2回定例会は、3月6日川俣町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

1 番 村上源吉君	2 番 高橋道弘君	3 番 高橋真一郎君
4 番 鳴原利光君	5 番 高橋道也君	6 番 菅野清一君
7 番 菅野意美子君	8 番 新関善三君	9 番 菅野正彦君
10 番 黒沢敏雄君	11 番 五十嵐謙吉君	12 番 高野善兵衛君
13 番 石河清君	14 番 遠藤宗弘君	15 番 斎藤博美君
16 番 佐藤喜三郎君		

2. 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3. 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じである。

4. 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じである。

5. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	古川道郎君	副 町 長	伊藤智樹君
総務課長	高橋清美君	企画財政課長	佐藤真寿夫君
町民税務課長	佐藤修一君	会計管理者	寺島喜美夫君
保健福祉課長	菅野浩市郎君	建設水道課長	斎藤和弘君
原子力災害対策課長	沢口進君	産業課長	沢井一雄君
教育委員長	佐藤捷善君	教 育 長	神田紀君
教 育 次 長	仲江泰宏君	生涯学習課長	丹野雅直君
総務課長補佐	大内彰君	監 査 委 員	斎藤庸夫君

6. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 佐藤光正 書 記 橋本文雄

7. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

議案の上程

町長提案要旨の説明

請願・陳情の委員会付託

諸般の報告

- 議報告第1号 例月出納検査等の結果報告について
- 議報告第2号 教育委員会の所管事務に係る点検評価に関する報告について
- 報告第1号 寄附採納報告
- 議案第11号 専決処分の報告及びその承認について
(専決第7号 川俣町町営住宅管理条例の一部を改正する条例)(説明)
- 議案第12号 専決処分の報告及びその承認について
(専決第8号 平成25年度川俣町一般会計補正予算(第4号))(説明)
- 議案第13号 専決処分の報告及びその承認について
(専決第9号 平成25年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算(第4号))(説明)
- 議案第14号 専決処分の報告及びその承認について
(専決第10号 平成25年度川俣町介護保険特別会計補正予算(第3号))(説明)
- 議案第15号 専決処分の報告及びその承認について
(専決第11号 平成25年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号))(説明)
- 議案第16号 専決処分の報告及びその承認について
(専決第12号 川俣中学校太陽光発電システム等設置工事請負契約の締結について)(説明)
- 議案第17号 専決処分の報告及びその承認について
(専決第1号 旧川俣精練解体工事請負契約の締結について)(説明)
- 議案第18号 専決処分の報告及びその承認について
(専決第2号 川俣町生活拠点形成交付金基金条例)(説明)
- 議案第19号 専決処分の報告及びその承認について
(専決第3号 東京電力福島第一原子力発電所原子力災害に伴う計画的避難区域の設定による被災者に対する平成26年度川俣町町税等の減免の特例に関する条例)(説明)
- 議案第20号 専決処分の報告及びその承認について
(専決第4号 平成25年度川俣町一般会計補正予算(第5号))(説明)
- 議案第21号 川俣町指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する条例(説明)
- 議案第22号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(説明)
- 議案第23号 川俣町行政財産使用料条例の一部を改正する条例(説明)

- 議案第 24 号 川俣町火葬場条例の一部を改正する条例（説明）
- 議案第 25 号 川俣町定住・二地域居住体験施設設置条例の一部を改正する条例（説明）
- 議案第 26 号 川俣町農村環境施設設置条例の一部を改正する条例（説明）
- 議案第 27 号 川俣町峠の森自然公園設置条例の一部を改正する条例（説明）
- 議案第 28 号 川俣町公共用財産使用等条例の一部を改正する条例（説明）
- 議案第 29 号 川俣町都市公園条例の一部を改正する条例（説明）
- 議案第 30 号 川俣町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（説明）
- 議案第 31 号 川俣町町営住宅条例の一部を改正する条例（説明）
- 議案第 32 号 川俣町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例（説明）
- 議案第 33 号 川俣町水道事業給水条例の一部を改正する条例（説明）
- 議案第 34 号 町道路線の認定及び廃止について（説明）
- 議案第 35 号 川俣町公民館使用条例の一部を改正する条例（説明）
- 議案第 36 号 川俣町合宿所設置条例の一部を改正する条例（説明）
- 議案第 37 号 川俣町社会体育施設設置条例の一部を改正する条例（説明）
- 議案第 38 号 川俣町自然体験宿泊施設「おじまふるさと交流館」設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（説明）
- 議案第 39 号 川俣町美術館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（説明）
- 議案第 40 号 平成 25 年度川俣町一般会計補正予算（第 6 号）（説明）
- 議案第 41 号 平成 25 年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）（説明）
- 議案第 42 号 平成 25 年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）（説明）
- 議案第 43 号 平成 25 年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）（説明）
- 議案第 44 号 平成 26 年度川俣町一般会計予算（説明）
- 議案第 45 号 平成 26 年度川俣町国民健康保険特別会計予算（説明）
- 議案第 46 号 平成 26 年度川俣町介護保険特別会計予算（説明）
- 議案第 47 号 平成 26 年度川俣町後期高齢者医療特別会計予算（説明）
- 議案第 48 号 平成 26 年度川俣町水道事業会計予算（説明）
- 議案第 49 号 平成 26 年度川俣町簡易水道事業特別会計予算（説明）
- 議案第 50 号 平成 26 年度川俣町奨学資金特別会計予算（説明）
- 議案第 51 号 平成 26 年度川俣町工業団地造成事業特別会計予算（説明）
- 議案第 52 号 平成 26 年度川俣町小島財産区特別会計予算（説明）
- 議案第 53 号 平成 26 年度川俣町飯坂財産区特別会計予算（説明）
- 議案第 54 号 平成 26 年度川俣町大綱木財産区特別会計予算（説明）
- 議案第 55 号 平成 26 年度川俣町小綱木財産区特別会計予算（説明）
- 議案第 56 号 平成 26 年度川俣町山木屋財産区特別会計予算（説明）

○議会事務局長（佐藤光正君） 開会に先立ちまして申し上げます。

去る２月６日開催の全国町村議会議長会第６５回定期総会におきまして、佐藤喜三郎議長が、町村議会議長として７年以上在職の功により、自治功労者として表彰されました。誠におめでとうございます。

したがいまして、ここで表彰状の伝達式を行いたいと思います。

それでは、斎藤副議長から伝達表彰をお願いいたします。

佐藤喜三郎議長、斎藤副議長、どうぞ前にお進みください。（表彰状伝達）

◇

◇

◇

◎開会及び開議の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） 開会に先立ち申し上げます。

本日から３月定例会が開会されますが、議会中継機器の操作のため、株式会社コンピュータビジネスの担当者の入場を許可しました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ただいまの出席議員は１６人です。定足数に達しておりますので、平成２６年第２回川俣町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。（午後１時０４分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第１，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第１１８条の規定により、議長において、１番議員 村上源吉君、２番議員 高橋道弘君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第２，会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期、議事運営について、議会運営委員長から報告いたします。

石河議会運営委員長。

○議会運営委員長（石河清君） 皆さんこんにちは。

本定例会の会期及び審議予定につきまして、３月５日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、次のとおり決定しましたので、報告をいたします。

まず、会期は、本日から２０日までの１５日間といたします。

審議日程であります。第１日目の本日は、議案の上程、町長から提案要旨の説明を受けた後、請願・陳情の委員会付託を行い、諸般の報告、例月出納検査等報告ほか、１件の議会報告、寄附採納報告を受けます。その後、一般議案２９件、平成２５年度一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の補正予算４件について提案内容の説明を受けます。次に、平成２６年度一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計、簡易水道特別会計、奨学資金特別会計、工業団地造成事業特別会計、各財産区特別会計の当初予算１３件について、提案内容の説明を受けます。本会議終了後は、各常任委員会を開催していただき、付託案件等の審査をお願いいたします。第２日目の７日、金曜日は、議案調査のため、休会といたします。第３日目

の8日は土曜日、第4日目の9日は日曜日のため、休会といたします。第5日目の10日、月曜日は、午前10時に本会議を開議し、一般質問を行い、午後5時頃散会の予定であります。なお、一般質問は5名の方を予定をしております。第6日目の11日、火曜日は、午前10時に本会議を開議し、前日に引き続き一般質問を行います。なお、一般質問は、3名の方を予定をしております。その後、平成25年度一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の補正予算4件について質疑を受けた後、討論、採決を行います。第7日目の12日、水曜日は、午前10時から本会議を開議し、一般議案29件の質疑、討論、採決を行い、その後、平成26年度当初予算13件について、質疑の後、各常任委員会に付託をいたします。第8日目の13日、木曜日は、午前中を休会とし、午後から各常任委員会を開催していただき、付託案件等の審査をお願いをいたします。第9日目の14日、金曜日は、午前10時から各常任委員会を開催していただき、付託案件等の審査をお願いをいたします。10日目の15日は土曜日、第11日目の16日は日曜日のため、休会といたします。第12日目の17日、月曜日は、午前10時から各常任委員会を開催していただき、付託案件等の審査をお願いをいたします。第13日目の18日、火曜日は、午前10時から各常任委員会を開催していただき、付託案件等の審査をお願いをいたします。14日目の19日、水曜日は、午前中を休会とし、午後から各常任委員会を開催していただき、付託案件等の審査をお願いをいたします。第15日目の20日、木曜日は、午後1時から議会全員協議会を開催をいたします。その後、本会議を午後3時に開議し、各委員長から請願、陳情の審査結果及び付託議案の審査結果について報告を受けた後、平成26年度当初予算13件の討論、採決を行います。なお、追加議案が予定されておりますので、これらをすべて議了して、午後5時頃閉会の予定であります。以上のとおり決定をいたしましたので、議員各位のご協力をお願いをいたす次第であります。なお、本日の日程につきましては、予定をしておりました午前中に開会できませんでしたので、定時には終了できないというふうに考えておりますので、時間の延長ということになりますので、その辺も併せてご了解をお願いしておきたいというふうに思う次第であります。以上で報告といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ただいま議会運営委員長から報告いたしました日程でご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって会期は、15日間と決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第3、本定例会に付議されました議案は、お手もとに配付したとおりでありますので、一括上程いたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第4、ここで町長から提案要旨の説明を求めます。

古川町長。

○町長（古川道郎君） 本日ここに、平成２６年第２回川俣町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中、ご参集を賜り、心から御礼を申し上げます。本日の定例会は本来ですと１０時からの開会の予定でしたが、議案説明等に私どものことで時間を要しまして、午後になりましたことにお詫び申し上げます。今後、このようなことのないよう、事前の説明をしっかりと取り組んでまいり考える考えでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

さて、本定例会に提出いたします案件は、報告が１件、一般議案は４６件であります。内訳といたしましては、専決処分の報告議案が１０件、条例の制定が１件、条例の一部改正議案が１７件、町道の認定にかかる議案が１件、補正予算が４件、平成２６年度一般会計など当初予算が１３件でございます。これらの提案要旨を申し上げますことに先立ちまして、原発事故発生から間もなく３年目を迎えようとする中、これまでの東日本大震災に関する対応、対策等について申し上げます。

まず、復興公営住宅整備等についてであります。町営の復興公営住宅整備につきましては、避難されている皆さんから早急な整備を強く求められているところであり、最優先課題として、避難者の皆さんの生活再建と生活利便性を考慮し、具体的には、中心市街地内にある旧川俣精練跡地に建設することで国と協議してまいりました。その結果、昨年１２月に解体費用を含めて財源が措置されることに決定をいたしまして、現在、建物解体工事を発注し、住宅建設用地の確保に着手いたしました。今後は、平成２６年度内での復興公営住宅完成に向け、取り組んでまいり考える考えであります。また、壁沢地区に計画している県営の復興公営住宅につきましては、山木屋地区住民や飯舘村民に対する住民意向調査の結果などを踏まえ、住宅の整備戸数を決定する方針が示されており、現在、県において最終調整を行っている状況にあります。町では、本地区の区域内に、県営の復興公営住宅の整備に合わせた住宅分譲地の造成を計画に盛り込み、今後、県と連携を図りながら、その具現化に努めてまいり考える考えであります。更に、山木屋地区、飯舘村などの避難区域の皆さんが川俣町内に土地、住宅を取得した際に課税される不動産取得税について、町で補助制度を設け、住宅取得などの支援をし、定住促進を図っていく考えであります。

子どもの屋内遊び場の整備について申し上げます。多くの子育て世代の皆さんから強い要望がございました「子どもの屋内運動場」の建設場所につきましては、町内の空き店舗や施設を活用してでも早急に整備すべきとの意見をいただきまして、それをもとに検討を加えてまいりました。その結果、旧川俣精練の建物のうち、利用できるものについては再利用してはどうかという提言などもございまして、旧川俣精練の既存建物のうち、事務所棟を改修して再利用することで、早期の完成を目指すことといたしました。平成２６年度の夏休み前には施設を開所できるよう、本事業の推進を図ってまいります。

除染事業の進捗よくについて申し上げます。除染は、放射性物質を取り除き、遮へいすることで追加被ばく線量を減らし、安全、安心な生活環境を回復させる復旧、

復興のための重要な事業であります。環境省が直接除染を行う山木屋地区の除染事業につきましては、仮置場の確保に住民の皆さんのご理解、ご協力を得ながら進めており、現時点においては、建物や宅地周りの生活圏の除染の完了を平成26年9月を目途とすること、農地や道路の除染の完了を平成27年の11月を目途とすることで計画が示されております。一方、山木屋地区を除く地区の除染につきましては、今年度、川俣地区は2つに分け、これに鶴沢、小神、福田の3つを加えた5地区で実施しておりますが、2月末現在の進捗率は、除染実施済箇所数が465か所、率にして12.2%となっております。除染除去物の仮置場設置につきましては、地権者をはじめ、行政区や自治会をはじめとする地域住民の皆さんのご理解、ご協力はもとより、議員の皆さまにも特段のご指導、ご支援をいただき、仮置場の確保が進み、除染事業は進捗中ではありますが、2月の豪雪等により事業が遅れ、来年度への繰越事業を設定し、国・県道の除染を含めて、10月末ごろの完了を予定しております。これからも、住民皆様のご協力を得ながら仮置場をしっかりと確保し、除染事業を進めてまいりたいと考えております。また、国からの放射線量低減対策特別緊急事業補助金を活用し、生活圏の除染完了から1年が経過する福沢、小島、飯坂、小綱木、大綱木に加え、平成25年度に住宅等にかかる除染の完了が見込める小神地区につきましても、来年度は事後モニタリングを実施し、放射線量率の推移を監視するとともに、これら推移の状況を住民の皆さんに報告し、必要となるフォローアップ除染について、国へ強く要望してまいります。

内部被ばく検査等健康管理事業であります。ホールボディカウンターによる内部被ばく検査について申し上げます。ホールボディカウンターによる内部被ばく検査につきましては、済生会春日診療所に機器を設置し、年1回は、町民の皆さまが受検できるよう、ホールボディカウンター受検票を作成し、都合の良い日に測定できるよう、取り組んでいるところでございます。飲食などを通じて、日常的に放射性物質が体内に取り込まれることによる内部被ばく検査は大変重要であります。このほど済生会春日診療所の1階に、自家用農作物などの放射性物質検査を自ら実施し、初めての方でも簡単に操作できる設備として、食品モニターステーションを開設いたしました。これにより体内の被ばく検査と併せて同一施設において、食品等の放射性物質の検査を自分で行い、確認することができるようになりました。従前から整備しております町体育館と各公民館10か所の食品検査体制と併せて周知徹底を図り、より多くの町民の皆さんに、これらの検査設備を積極的に活用し、健康管理に役立てていただけるよう、安全、安心な生活環境の整備に努めてまいります。

次に、先月の記録的な大雪について申し上げます。この2週続けての大雪により、除雪作業を委託している業者に対しまして、町内の一斉除排雪の依頼を早期に行い、業者総動員で昼夜を通して対応していただきましたが、とにかく湿った雪で、かつ量も多く、特に旧町内につきましては片付け作業も実施したため、除雪に要した日数と費用は、膨大となりました。町といたしましては、緊急に災害対策本部を設置

し、町内除雪事業者にご協力をいただき、町内全域の除雪に取り組み、除雪が遅れたり、ご不便をおかけしたりすることないように、夜間、早朝と24時間体制で除雪にあたっていました。この間、県道原町・川俣線の八木沢地区内で約70台の車両が立ち往生し、県北建設事務所長から運転手さんたちへの緊急食料の救護要請が入りましたが、大雪のため、既に町内の食堂屋さんは終了しており、また、コンビニさんにおかれましては物が入らない状況でありました。そのため飯坂地区の皆さんにお願いをし、夜間ではありましたがおにぎり200個の炊き出しにご協力をいただき、救援活動を行ったところでございます。また、大勢の町民の皆さまに隣近所等助け合っでの除雪に、町内商店会の皆さんには市街地の除雪に、PTAの皆さんには通学路の除雪にそれぞれご協力をいただき、大変ありがたく、感謝申し上げます。幼稚園や小中学校については、臨時休校などの措置となりましたが、関係皆様のご尽力により、お陰様で1日間の休園、休校で済ませることができました。また、雪の重みで電線が切れたり停電になったりしたほか、農作物等に被害が生じており、2月26日現在の大雪による農業施設等の被害につきましては、野菜、きのこ類等の農作物被害が326万円、園芸用ビニールハウス被害が86件、金額にして1,436万円となっております。このことを受け、2月26日に福島市長、JA新ふくしま組合長と私の3名で県知事へ記録的な大雪被害に伴う農業被害に関する要望活動を行ってまいりました。引き続き被害状況の精査確認を行いまして、国、県と連携しながら復旧費用の補助を行い、被災した農業施設等の再建を支援してまいります。今後もいつ起こるか分からない自然災害に対し、いつでも対応できるように、今回の反省を踏まえながら、対策の徹底を図ってまいります。

次に、消費税について申し上げます。今定例議会には、本年4月からの消費税率引き上げに伴います町の各施設などにかかる使用料改定の条例改正議案を提出しております。消費税率の引き上げに伴う料金等の改定を行い、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処してまいります。また、所得税につきましては、平成25年度より復興特別増税が実施されており、町の個人住民税につきましても同様の趣旨から、平成26年度以降、平成35年度までの10年間、個人住民税の均等割の標準税率に年額で500円を加算し、3,000円から3,500円となります。更に、県民税均等割につきましても年額500円を加算により、2,000円から2,500円となります。この復興増税につきましては、平成24年1月に町税条例の改正議案提出時におきまして、議員皆さまより増税に対する多くのご意見をいただき、実施に際しましては十分な検討してからとの要望もございました。これまで本町は、町の内外から多くの国民の皆さま、各団体から災害見舞金、義援金、ホールボディカウンターなどの数え切れない心温まるご支援を受けてまいりました。ご支援は今なお続いております。この状況を鑑みますと、被災地である本町におきましても、自ら復興に向かって進んでいくという気概を町民皆さんと共有するとともに、全国に向けてその取り組みを発信し、適正な税負担をお願いする中で、復興に対す

る支援を受けていくという姿勢で臨みたいと考えまして、平成２６年度から個人住民税の均等割の標準税率を年額で５００円の加算を実施することといたしますので、ご理解を賜りたいと存じます。

それでは、次に、議案の説明をさせていただきます。

はじめに、議案第４４号の平成２６年度一般会計当初予算について、ご説明を申し上げます。平成２６年度の国の予算編成に当たっては、経済財政運営と改革の基本方針及び日本再興戦略に基づき、強い経済を取り戻しつつ、消費税率の引き上げによる財源確保により、子育て支援の充実や社会保障の安定化を進めることに加え、インフラ老朽化対策などの公共事業予算を重点化し、国、地方を合わせた基礎的収支についても改善を図り、経済再生と財政健全化の両立の実現を目指すとしております。また、県におきましては、「夢・希望・笑顔に満ちた“新生ふくしま”」の実現に向け、１３の重点プロジェクトを中心に、人口減少や高齢化社会の課題への対応をはじめ、復興計画に基づく一日も早い復興、再生の実現のため、被災者の生活再建、風評被害対策などの視点から、選択した事業を最優先に予算配分を行うとしております。更に、国、県とも厳しい財政状況にあるため、これまで執行した事業の効果をしっかり検証しつつ、あらゆる方策を講じて財源を確保することとしております。このような状況を踏まえ、本町の平成２６年度当初予算の編成に当たりましては、東日本大震災からの復旧・復興・再生を最重点課題とし、除染、健康管理、食の安全確保、復興公営住宅の建設などに取り組み、更に、人口減少や少子高齢化への対策などの予算編成をしたところです。東日本大震災の被災地の復旧・復興・再生を加速するためには必要な財源の確保が大変重要となりますが、国では、これまでの「長期避難者生活拠点形成交付金」や「福島定住等緊急支援交付金」、「福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速化事業交付金」の３つを統合一本化した「福島再生加速化交付金」を創設いたしました。このことにより、長期避難者への支援から早期帰還までの対応を一括する、より使い勝手のよい交付金となりましたので、事業実施のために、必要な財源をしっかりと国に求めてまいる考えであります。事業の推進に当たりましては、第５次川俣町振興計画を基本としつつ、平成２３年度から平成２７年度の５年間で集中復興期間と定める町復興計画や除染実施計画に基づき、脱原発の考えに基づく再生可能エネルギーの導入により、防災拠点ともなる学校等施設への太陽光発電設備の設置、復興公営住宅の整備、継続費で実施する役場新庁舎建設事業、除染後の未舗装町道の舗装事業、子どもの屋内運動場整備事業、学校等の校舎内緊急環境改善事業として、幼稚園、小学校、中学校に空調設備を設置するとともに、空間、農産物、井戸水等のモニタリング事業、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査や親子のびのびリフレッシュ事業などの実施により、全町民の健康不安対策を優先的に進めながら、誰もが安心して暮らせる環境の整備を図ってまいります。

平成２６年度の一般会計の概要につきまして、予算総額は、対前年比４２．８％、９１億９，２００万円減となる１２２億８，７００万円といたしました。予算総額の

減額は、除染対策事業の前年度比較で減額によるものが大きくなりますが、平成26年度につきましても、総額で約30億円の除染対策等関係経費を計上したところでございます。本町の財政状況は、財政の健全化を示す指標である経常収支比率が平成24年度決算において、87.3%とまだ高い数値となっております。一方、公債費比率は5.2%、債務負担行為等を含む実質公債費比率は7.6%と、ともに改善されておりますが、毎年度の予算編成において、その財源に財政調整基金等の基金取り崩しで対応している状況が続いております。平成26年度につきましては、これら基金の取り崩しに加え、東日本大震災により被災団体に対して、地方交付税法の規定に基づき交付される震災復興特別交付税を10億9,300万円計上しております。これは、震災復興特別交付税の算定項目である被災した役場庁舎建設にかかる災害復旧事業費や中長期職員派遣人件費、町税の条例減免等による減収額、国の補助事業で実施する学校等に設置する空調機器設置事業や子どもの屋内遊び場整備事業などの町負担分を計上したものでございます。また、町債も交付税措置がある財政負担の少ない適債事業を中心に社会資本整備の推進を図るため、総額で約10億5,000万円を計上するなど、見込み得る限りの財源を見込み計上したところでございます。

それでは、歳入歳出の主なものについて申し上げます。町税につきましては、個人法人合わせ前年度比5,686万8,000円、13.9%の増となっております。個人町民税、固定資産税、軽自動車税については、原子力災害による山木屋地区の減免などを継続いたしますが、当初予算額対比では、これらの税目では伸びが期待できるところでございます。また、町たばこ税につきましては、消費本数の増加を見込みまして1,363万2,000円、17.0%の増で計上しております。次に、地方交付税につきましては、地方交付税のうち普通交付税は、全国平均の伸び率1.0%の減が示されており、今年度の交付実績を踏まえ4%減額として見込み、22億9,126万9,000円を計上しております。特別交付税につきましても、見込み額を6.6%減額と見込み、1億5,080万円の計上としております。一方、繰入金では、総額14億2,834万6,000円と、前年度比較で9億7,321万9,000円の増額と大幅な伸びとなりました。これは、財源不足を補うために財政調整基金からの繰入額を増額したほか、新たに設置した生活拠点形成交付金基金を取り崩しし、復興公営住宅整備事業へ充当することによるものです。更に、東日本大震災復興基金を取り崩し、親子のびのびリフレッシュ事業や川俣のブランドイメージの回復に向けた支援事業などの財源に活用してまいります。次に歳出では、総務費の新庁舎建設事業費は、2か年間の継続費を設定し、新庁舎建物の建設事業に取り組むほか、敷地の造成や用地取得費などに合わせて約14億円を計上するとともに、ふれあいサロンや地域コミュニティの核となっている町内各行政区等が所有する地区集会所のトイレ等改修のために、補助金を増額して措置をいたしております。また、山木屋地区の避難者などが町内で住宅やその敷地取得を行った場合に課税される不動産取得税相当額を助成する費用として、新規に町単独事業として1,

000万円を措置するとともに、除染後の継続モニタリング業務委託費に1億392万8,000円、避難区域等帰還・再生加速事業費に1億427万3,000円を確保しておりますが、除染対策事業委託料118億273万2,000円の大幅減額により、総務費全体では、前年度の65.3%の減額となりました。民生費は、16億8,521万2,000円で、前年度と比較して1億1,166万4,000円、7.1%の増であります。これは、消費税率の引き上げに際し、所得の低い方が受ける負担の影響に適切な配慮をするため、臨時的に措置される臨時福祉給付金事業費に約6,700万円、同様に子育て世帯への影響を緩和するため、子育て世帯臨時特例給付金事業費に約1,800万円を計上するとともに、NPO法人達南精神保健福祉会（花塚）に対しましては、通年の運営費に加え、運営形態の統合に向けた施設整備費を合わせて、3,570万円ほどの補助金を計上したところでございます。更に、定住化対策として第3子以降の出産に対しまして、出産祝い金をこれまでの1万円から5万円に増額を行うとともに、新たに小学校入学時及び中学校入学時における入学祝い金として5万円を交付するため、所要額を措置したところでございます。同様に定住化対策として実施しております70歳到達時における人間ドック無料化の推進を図るため、該当者への周知徹底を図るとともに、事業を実施する国民健康保険事業特別会計に対し、所要額を繰り出すことといたしております。衛生費は、4億6,542万6,000円で、前年度と比較して1億4,169万4,000円、23.3%の減となりましたが、主な要因は、災害廃棄物処理処分委託料、伊達地方衛生処理組合負担金、親子のびのびリフレッシュ事業委託料、保健センター施設管理費で太陽光発電蓄電池交換工事費などの減額によるものですが、バッジ式線量計測定委託料や第二次健康かわまた21計画策定委託料などは新規に所要額を計上いたしております。農林水産業費は4億90万1,000円で、前年度と比較して1億7,339万9,000円の増額となっておりますが、主な要因としては、ふくしま森林再生事業として森林整備事業業務委託料1億1,080万4,000円、農地除染と一体的に実施する山木屋地区の圃場整備整事業にかかる県負担金3,750万円、シャモ育雛鶏舎整備事業補助金の計上とともに、有害鳥獣対策事業費の捕獲報償金や委託料の増額、米の全袋検査事業補助金を当初から計上したことによるものであります。商工費は1億8,374万3,000円で、前年度と比較して2,776万7,000円、13.1%の減となっておりますが、主な要因は、からりこ館の空調設備改修工事費や街なか駐車場舗装工事費の減によるものですが、新たにからりこ館法面改修工事や中心市街地活性化計画認定・推進業務委託料などを計上しております。土木費は14億8,294万3,000円で、前年度と比較すると11億3,672万7,000円、328.3%の大幅な増となっておりますが、主な要因は、復興公営住宅整備事業や除染が完了した町道のうち、未舗装生活道部分の舗装等事業に取り組む予算を計上したことによるもので、そのほかにも道路ストック総点検事業にかかる調査業務や都市マスタープラン策定のための委託費を新規に計上するとともに、町道や河川、ふもとがわ団地など町営住宅の維持

補修工事費を計上し、地域住民の安全性、利便性の確保を図ってまいりたいと考えております。消防費は４億９,７２８万３,０００円で、前年度と比較して４億９,６万２,０００円、１.０％の微増となりましたが、主な要因は、震災による住宅、宅地の被害や井戸の修繕工事に対する補助金について、前年度までに完了できない分に加え、山木屋地区における需要増も見込み、計上しております。なお、継続して緊急雇用創出基金事業を活用した山木屋地区の地域安全パトロール事業費を措置したところでございます。教育費は１２億２,３１０万６,０００円で、前年度と比較して３億１,３０６万９,０００円、３４.４％の増となっておりますが、主な要因は、再生可能エネルギーの導入事業として、太陽光発電システムを災害発生時の防災拠点となる川俣小学校、川俣南小学校に設置するための費用や幼稚園、小中学校の教室等に空調設備を設置する費用、更に、子どもの屋内運動場整備事業費を計上したことによるものであります。また、川俣南小学校体育館改築のため、設計業務委託費や小学生、幼稚園児を対象に県外で活動する「かわまたこどもハッピー・スクール事業」にも予算措置をしております。大地震と原発事故による放射能汚染の東日本大震災から一刻も早く脱却するために、復興、再生に全力を傾注してまいりたいと考えております。詳細につきましては、担当課長から後ほど説明をいたさせます。

それでは次に、提出議案について説明申し上げます。議案第１１号、「専決処分の報告及びその承認について（専決第７号 川俣町町営住宅管理条例の一部を改正する条例）」から議案第２０号、「専決処分の報告及びその承認について（専決第４号 平成２５年度川俣町一般会計補正予算（第５号））」までの１０件につきましては、専決処分の日付けが平成２５年１２月１３日付けで５件、平成２５年１２月２７日付けで１件、平成２６年２月１８日付けで４件と、それぞれを地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分を行い、同法同条第３項の規定によって報告を行い、その承認を求めるものでございます。

議案第２１号、「川俣町指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する条例」の制定は、地域主権一括法の制定による介護保険法の改正により、町が指定・指導権限を有する地域密着型サービス事業者等の指定に関する申請基準や地域密着型介護老人福祉施設の入居定員に関する基準を定めるものでございます。

議案第２２号、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」は、「町災害対策本部からのお知らせ」などの配布をお願いするため、平成２６年度につきましても、行政区長、行政連絡員の報酬を２倍とする所要の改正を行うものでございます。

議案第２３号、「川俣町行政財産使用料条例の一部を改正する条例」から議案第２４号、「川俣町火葬場条例の一部を改正する条例」の２件並びに議案第２６号、「川俣町農村環境施設設置条例の一部を改正する条例」から議案第２８号、「川俣町公共用財産使用等条例の一部を改正する条例」までの３件と、議案第３２号、「川俣町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例」から議案第３３号、「川俣

町水道事業給水条例の一部を改正する条例」の２件並びに議案第３５号、「川俣町公民館使用条例の一部を改正する条例」から議案第３９号、「川俣町美術館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」の５件、これら合計１２件の議案につきましては、平成２６年４月１日からの消費税率の改正に伴い、使用料の改正を行うもので、円滑かつ適正な消費税転嫁のため、所要の措置を講じるものでございます。

議案第２５号、「川俣町定住・二地域居住体験施設設置条例の一部を改正する条例」は、当該施設の使用範囲を広げ、緊急的な使用にも対応するための改正及び老朽化に伴う寺久保体験施設の廃止と新たに購入する飯坂体験施設を追加するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第２９号、「川俣町都市公園条例の一部を改正する条例」は、県の都市公園条例に準拠した改正と平成２６年４月１日からの消費税率の改正に伴い、使用料の改正を行うもので、次の議案第３０号、「川俣町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」につきましても、県の道路占用料徴収条例に準拠した改正と平成２６年４月１日からの消費税率の改正に伴い、使用料の改正を行うものでございます。

議案第３１号、「川俣町町営住宅条例の一部を改正する条例」は、老朽化した町営住宅の用途廃止をするため所要の改正を行うもので、七窪団地の戸数を２５戸から２３戸とするものでございます。

議案第３４号、「町道路線の認定及び廃止について」は、道路法第８条及び第１０条の規定により、町道路線の認定及び廃止について、議会の議決を求めるものでございます。

次に、補正予算についてご説明を申し上げます。議案第４０号、「平成２５年度川俣町一般会計補正予算（第６号）」は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ１３億１，６５０万６，０００円を減額し、予算の総額を２２１億８，４１８万７，０００円とするものでございます。本補正予算は、主に事業費の確定等によるものや緊急を要するもの、不用額の減額などの補正でございますが、歳入では、町税で法人町民税の現年度分で２，４８３万円、固定資産税、償却資産分で１，４４９万４，０００円、町たばこ税が消費の拡大により６４０万２，０００円の増額となっておりますが、県支出金で除染対策交付金が１３億５，６４４万２，０００円の減額などとしています。歳出では、除染対策事業費で１３億４，９７２万円の減額が大きく、一方、大雪による農業等災害対策事業補助金に２，０４０万円、道路除雪作業委託料に５，０４０万円、道路ストック総点検事業に１，２９６万円を計上いたしております。減額補正のため、財源調整については、財政調整基金を２億２８１万８，０００円繰り戻す備置をしております。

議案第４１号、「平成２５年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）」は、事業勘定の既定の予算額１７億５，３０６万６，０００円のうちで、歳出を補正するものでございます。歳出のうち保険給付費の一般被保険者療養給付費を２，１４７万３，０００円減額し、平成２４年度の療養給付費負担金確定に伴う国庫支出

金等返還金を2,147万3,000円増額するものでございます。

議案第42号、「平成25年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第4号）」は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ6,741万5,000円を減額し、予算の総額を17億1,015万8,000円とするものでございます。歳入では、国庫負担金のうち介護給付負担金8,690万7,000円の減額、調整交付金は226万7,000円の増額、歳出では保険給付費を7,000万円減額し、介護予防サービス等給付費は370万円の増額などを行うものでございます。

議案第43号、「平成25年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ627万8,000円を追加し、予算の総額を1億6,712万7,000円とするものでございます。歳入では、後期高齢者医療保険料の確定見込みにより608万1,000円の増額。歳出で、保険料納付金等の確定見込みにより広域連合納付金を同額の608万1,000円の増額などとしております。

次に、平成26年度特別会計予算について申し上げます。議案第45号、「平成26年度川俣町国民健康保険特別会計予算」について申し上げます。事業勘定予算について、歳入歳出予算総額を17億5,935万6,000円と定めるものでございます。前年度当初予算比では、額にして1,610万2,000円、率にして0.9%の増となったところでございます。主な歳入では、国民健康保険税は現年課税分で3億7,249万1,000円、国庫支出金は4億7,825万3,000円、前期高齢者交付金は3億1,685万1,000円、共同事業交付金は2億184万9,000円、また、一般会計繰入金は1億4,739万1,000円でございます。主な歳出では、保険給付費は11億8,313万4,000円、後期高齢者支援金は1億9,697万7,000円、共同事業拠出金が2億185万1,000円となっております。また、保健事業費は2,633万円となっております。施設勘定予算は山木屋診療所を休診していることから、施設の修繕費と火災保険料のみの計上となっております。

議案第46号、「平成26年度川俣町介護保険特別会計予算」について申し上げます。介護保険制度は平成12年度に制度が施行され、14年が経過する中で、要介護認定者の増加に伴い、サービス給付費も増加の一途をたどっており、平成24年度からの第5期介護保険事業計画に基づき、歳入歳出予算総額を17億7,071万1,000円と定めるものでございます。主な歳入では、第5期介護保険事業計画に基づき、平成24年度から26年度までの3年間の中期財政期間として定める第1号被保険者にかかる介護保険料は、現年度分で2億1,400万2,000円としております。また、保険給付費の負担割合に基づき、国庫支出金が5億6,521万5,000円、支払基金交付金が4億8,229万7,000円、一般会計繰入金は2億5,729万3,000円でございます。主な歳出では、保険給付費が16億5,470万円、前年度比、額にして2,784万円、率にして1.7%の増となったところでございます。

議案第４７号、「平成２６年度川俣町後期高齢者医療特別会計予算」について申し上げます。後期高齢者医療制度は、平成２０年度に制度が施行され７年目となります。広域連合で算出した平成２５年度療養給付見込みによる負担金及び保険料納付金等を計上し、歳入歳出予算総額を１億６,６２４万９,０００円と定めるものでございます。主な歳入では、保険料が９,７８９万円、うち特別徴収保険料７,３１５万９,０００円、普通徴収保険料２,４７３万１,０００円、一般会計繰入金が６,３３２万３,０００円となっております。主な歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金が１億５,８９７万４,０００円、前年度比、額にして５１８万２,０００円の増となったところでございます。

議案第４８号、「平成２６年度川俣町水道事業会計予算」について申し上げます。業務の予定量につきましては給水戸数が３,９３５戸、年間有収水量を１０３万１,３００立米と定め、前年度に比べ給水戸数が２２件、水量が３万９,８００立米の増となりました。収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益２億９,３１２万４,０００円、水道事業費用２億５,２４８万６,０００円であり、支出の主なものは、戸番図作成委託料、配水管漏水等修繕工事費などでございます。また、資本的収支につきましては、収入が６,４５７万４,０００円、資本的支出は１億９,０５１万１,０００円で、支出の主なものは配水施設整備工事などでございます。なお、水道使用料にかかる消費税３％増税分の増収額として７４２万９,０００円を見込み、計上しております。

議案第４９号、「平成２６年度川俣町簡易水道事業特別会計予算」については、歳入歳出予算の総額を１,６００万３,０００円と定めるものでございます。業務予定量は、給水戸数が１７６戸、有収水量が４万７,５００立米、１日平均有収水量が１３０立米でございます。歳入の主なものは、水道使用料９６７万６,０００円、消火栓維持管理料６万４,０００円などでございます。歳出の主なものは、水道事業会計繰出金４４８万２,０００円、水道管理費４９２万円などでございます。なお、簡易水道使用料につきましても、消費税３％増税分の増収額として２６万６,０００円を見込み、計上しております。

議案第５０号、「平成２６年度川俣町奨学資金特別会計予算」については、歳入歳出予算の総額を２,４２６万３,０００円と定めるものでございます。歳入の主なものは、配当金２４１万８,０００円、貸付金償還収入９９５万円、繰入金１,１８９万２,０００円などでございます。歳出の主なものは、貸付金１,１７０万円、基金積立金１,２３７万１,０００円等を措置したものでございます。

議案第５１号、「平成２６年度川俣町工業団地造成事業特別会計予算」については、歳入歳出予算の総額を１,４１９万２,０００円と定めるものでございます。歳入の主なものは、工場敷地貸付料１,３１３万８,０００円、敷地使用料１０５万１,０００円などでございます。歳出の主なものは、工業団地調節池周辺の除草委託費２６万３,０００円、一般会計繰出金１,３６９万２,０００円などでございます。

議案第５２号から議案第５６号までは、川俣町各財産区特別会計予算となります。

以上で提案要旨の説明といたしますが、詳細につきましては、提案の都度、各担当課長に説明をいたさせますので、ご審議のうえ、可決を賜りますようお願いを申し上げます。提出議案要旨の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第5，請願・陳情の委員会付託を行います。

議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙文書表により朗読した。

○議長（佐藤喜三郎君） 陳情第9号「小島地区第一仮置場への「川俣地区汚染土壌搬入」について」、陳情第11号「子どもの屋内遊び場に関する要望書」、陳情第2号「これからの勤労青年教育のあり方に関する要望書」、以上3件を総務文教常任委員会に、請願第9号「身体障がい者、高齢者にやさしい町づくりのための歩道改修工事に関する請願書」、請願第10号「生活道路の町道認定に関する請願書」、請願第1号「砂防ダム建設に関する請願書」、請願第2号「柏崎第3区生活道路町道認定及び町道改良整備に関する請願書」、陳情第7号「学校給食への地元農産物の供給並びに利用拡大に係る要望書」、陳情第8号「TPP交渉に関する要望書」、以上6件を産業建設常任委員会に、陳情第10号「平成26年度予算編成に係る福島腎臓病患者友の会要望書」、陳情第1号「要支援者への予防給付を市町村事業とすること等についての意見書提出に関する陳情書」、以上2件を厚生常任委員会に、それぞれ付託いたしますので、会期中の審査をお願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第6，ここで議会関係の諸般の報告をいたします。

最初に、議会事務局から報告いたします。議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 議会事務局から報告をいたします。

今定例会の一般質問の通告は、お手もとに配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、昨年9月定例会で可決されました意見書につきましては、それぞれ関係機関に送付いたしましたので、報告をいたします。

以上で議会事務局からの報告を終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、一部事務組合について報告いたします。

最初に、川俣方部衛生処理組合議会定例会について報告いたします。

はじめに、昨年10月10日の定例会について報告願います。

黒沢敏雄君。

○10番（黒沢敏雄君） 10番、黒沢です。川俣方部衛生処理組合議会の報告をいたします。

平成25年10月10日、午後3時、川俣方部衛生処理組合議会定例会が組合事務所に招集され、石河清議員、高野善兵衛議員、佐藤喜三郎議長とともに出席してまいりました。

付議事件は、選挙1件、議報告1件、議案5件でありました。選挙1件は、副議長選挙でありました。その結果、副議長に福島市議会選出の後藤善次議員が当選いたしました。議案第6号の監査委員の選任については、福島市議会選出の黒沢仁議員が選任されました。その他議報告1件、議案4件は、審議の結果、原案のとおり可決されたことを報告いたします。なお、細部については、お手もとに配付のとおりであります。これで報告を終わります。

- 議長（佐藤喜三郎君） 次に、2月14日に開催されました定例会について、私から報告いたします。なお、この席よりの報告となりますこととお許し願います。

川俣方部衛生処理組合議会の報告をいたします。なお、この場からの報告をお許し願います。

平成26年2月14日、午後3時40分、川俣方部衛生処理組合議会定例会が組合事務所に招集され、出席いたしました。

付議事件は、議報告1件、議案3件でありました。議報告1件、議案3件は、審議の結果、原案のとおり可決されましたことを報告いたします。なお、細部についてはお手もとに配付のとおりでありますので、これで報告を終わります。

次に、伊達地方消防組合議会定例会について報告願います。

高橋真一郎君。

- 3番（高橋真一郎君） 伊達地方消防組合議会の報告をいたします。

平成25年10月31日、午前10時、伊達地方消防組合議会定例会が組合事務所に招集され、鳴原利光議員とともに出席してまいりました。

付議事件は、議案3件でありました。議案3件は、審議の結果、原案のとおり可決されたことを報告いたします。なお、細部については、お手もとに配付のとおりです。これで報告を終わります。

- 議長（佐藤喜三郎君） 次に、伊達地方衛生処理組合議会定例会及び臨時会について、報告願います。

高橋道弘君。

- 2番（高橋道弘君） 伊達地方衛生処理組合議会の報告をいたします。

平成25年10月31日、午後1時30分、伊達地方衛生処理組合議会定例会が組合事務所に招集され、菅野意美子議員とともに出席してまいりました。

付議事件は、議案9件でありました。議案9件は、審議の結果、原案のとおり可決されたことを報告いたします。なお、細部については、お手もとに配付のとおりです。

また、平成25年11月26日、午前11時30分、伊達地方衛生処理組合議会臨時会が組合事務所に招集され、菅野意美子議員とともに出席してまいりました。

付議事件は、議案1件でありました。議案1件は、審議の結果、原案のとおり可決されたことを報告いたします。なお、細部については、お手もとに配付のとおりです。これで報告を終わります。

- 議長（佐藤喜三郎君） 最後に、福島地方水道用水供給企業団議会定例会について、

私から報告いたします。なお、この席からの報告をお許し願います。

平成26年2月20日、午後2時、福島地方水道用水供給企業団議会定例会がすみかみ浄水場において招集され、出席いたしました。

付議事件は、議案3件でありました。審議の結果、原案のとおり可決されましたことを報告いたします。なお、細部については、お手もとに配付のとおりであります。これで報告を終わります。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第7，議報告第1号「例月出納検査等の結果について」、報告いたします。議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙報告書を朗読した。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第8，議報告第2号「教育委員会の所管事務に係る点検評価に関する報告について」、報告いたします。議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙報告書を朗読した。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第9，報告第1号「寄附採納」について報告いたします。総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 別紙報告書を朗読した。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第10，議案第11号「専決処分の報告及びその承認について（専決第7号 川俣町町営住宅管理条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） 議案第11号、専決処分の報告及びその承認について 地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同法同条第3項の規定によって報告し、その承認を求める。

記

専決第7号、川俣町町営住宅管理条例の一部を改正する条例

平成26年3月6日提出

川俣町長 古川道郎

専決第7号、川俣町町営住宅管理条例の一部を改正する条例

川俣町町営住宅管理条例（平成9年川俣町条例第36号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「入居者は、」を削り、「納付すべき金額に、その指定納期限の翌日から納付の日まで期間の日数に応じ、年14.6パーセント（指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない」を「諸収入金に対する延滞金徴収条例（昭和32年川俣町条例第68号）第3条の規定によ

り延滞金を徴収する」に改める。

附 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

平成25年12月13日

川俣町長 古川道郎

ご説明申し上げます。

町営住宅管理条例第17条にある延滞金の取り扱いについて、諸収入金に対する延滞金徴収条例に委任するため、所要の改正をしたものでございます。平成25年度の税制改正に伴い、諸収入金に対する延滞金徴収条例は、9月議会で条例の一部を改正し、附則第4条の延滞金の割合の特例が改正され、平成26年1月1日から施行されました。このため、町営住宅の家賃につきましても、同様に扱うよう、条例の改正をしたものでございます。

川俣町町営住宅管理条例第17条では、本則の延滞金の利率のみの規定となっておりまして、本則延滞金は年14.6%、納期限の翌日から起算して1か月以内は年7.3%でございました。改正でございますが、諸収入金に対する延滞金徴収条例に委任することによりまして、特例利率、延滞金が年9.3%、納期限の翌日から起算して1か月以内が年3%が適用されるものでございます。

以上で議案第11号、「専決処分の報告及びその承認について（専決第7号 川俣町町営住宅管理条例の一部を改正する条例）」の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第11，議案第12号「専決処分の報告及びその承認について（専決第8号 平成25年度川俣町一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 議案第12号「専決処分の報告及びその承認について（平成25年度川俣町一般会計補正予算（第4号）」について説明した。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで休憩いたします。再開は2時50分といたします。
(午後2時34分)

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。
(午後2時50分)

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第12，議案第13号「専決処分の報告及びその承認について（専決第9号 平成25年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅野浩市郎君） 議案第13号「専決処分の報告及びその承認につい

て（専決第 9 号 平成 25 年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号））」について説明した。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第 13，議案第 14 号「専決処分の報告及びその承認について（専決第 10 号 平成 25 年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第 3 号））」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅野浩市郎君） 議案第 14 号「専決処分の報告及びその承認について（専決第 10 号 平成 25 年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第 3 号））」について説明した。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第 14，議案第 15 号「専決処分の報告及びその承認について（専決第 11 号 平成 25 年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号））」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅野浩市郎君） 議案第 15 号「専決処分の報告及びその承認について（専決第 11 号 平成 25 年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号））」について説明した。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第 15，議案第 16 号「専決処分の報告及びその承認について（専決第 12 号 川俣中学校太陽光発電システム等設置工事請負契約の締結について）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。教育次長。

○教育次長（仲江泰宏君） 議案第 16 号、専決処分の報告及びその承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので同法同条第 3 項の規定によって報告し、その承認を求める。

記

専決第 12 号、川俣中学校太陽光発電システム等設置工事請負契約の締結について

平成 26 年 3 月 6 日提出

川俣町長 古川道郎

次のページをお開き願います。

専決第 12 号

川俣中学校太陽光発電システム等設置工事請負契約の締結について

次のとおり請負契約を締結する。

- | | | |
|---|-------|---------------------|
| 1 | 契約の目的 | 川俣中学校太陽光発電システム等設置工事 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 工事の場所 | 川俣町字宮ノ脇 14 番地 |

5 契約の相手方 川俣町飯坂字古中道 1 番地の 1
コバックス株式会社川俣支店
支店長 佐々木良美

川俣町長 古川道郎

本議案は、川俣中学校太陽光発電システム等設置工事請負契約の締結につきまして、地方自治法第１７９条第１項の規定により、平成２５年１２月２７日付けで専決処分により契約を締結いたしましたので、同法同条第３項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

工事の概要等について申し上げます。本太陽光発電システムは、次世代を担う子どもたちへ再生可能エネルギーを通じた環境教育の促進を図るとともに、災害時における地域防災拠点としての機能を強化することを目的として、太陽光発電パネル40キロワット及び蓄電池33キロワット、LED非常照明、発電状況や稼働状況などの表示モニターなどを設置するものでございます。本設備導入により、平常時におきましては、消費電力の節約を図るとともに、災害時等の停電発生時においては、生徒の安全確保はもとより、非常時における防災拠点としての機能を維持するために必要な電力を太陽光発電と蓄電池から供給するシステムとしてございます。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

地方自治法（昭和２２年法律第６７条）第１７９条第１項の規定により、下記のとおり専決処分したので同法同条第３項の規定によって報告し、その承認を求める。

専決第 1 号、旧川俣精練解体工事請負契約の締結について

平成 26 年 3 月 6 日提出

川俣町長 古川道郎

専決第 1 号、旧川俣精練解体工事請負契約の締結について

次のとおり請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 旧川俣精練解体工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 工事の場所 川俣町字新中町地内
- 4 契約金額 280,350,000 円
(うち消費税及び地方消費税 13,350,000 円)
- 5 契約の相手方 川俣町字川原田 5 番地の 1
香野建設・古俣工務店特定建設工事共同企業体
代表者 香野建設株式会社 代表取締役 香野茂夫

平成 26 年 2 月 18 日

川俣町長 古川道郎

ご説明を申し上げます。

本議案につきましては、国土交通省の生活拠点形成交付金により、旧川俣精練の事務所棟を除きます建物の解体を行う工事請負契約の締結につきまして、工事請負金額の予定価格が 5,000 万円を超えますことから、議会の議決に付すべき契約の条例の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

本工事の入札につきましては、町内の 12 の業者を予備指名し、2 社を構成員とする共同企業体をそれぞれ結成をしていただき、平成 26 年 2 月 12 日、6 社の特定建設工事共同企業体による指名競争入札を実施し、香野建設・古俣工務店特定建設工事共同企業体が 2 億 8,035 万円、うち消費税及び地方消費税 1,335 万円で落札をし、平成 26 年 2 月 13 日、仮契約を締結し、2 月 18 日付けで専決処分を行いましたので、本定例議会にその報告を行い、承認をお願いするものでございます。

以上、議案第 17 号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第 17、議案第 18 号「専決処分の報告及びその承認について（専決第 2 号 川俣町生活拠点形成交付金基金条例）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 議案第 18 号、専決処分の報告及びその承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので同法同条第 3 項の規定によって報告し、その承認を求める。

記

専決第 2 号、川俣町生活拠点形成交付金基金条例

平成 26 年 3 月 6 日提出

川俣町長 古川道郎

次のページをお願いします。

専決第2号、川俣町生活拠点形成交付金基金条例

制定ですので、条文を読み上げます。

(設置の目的)

第1条 町は、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第36条第3項に規定する生活拠点形成交付金事業等に要する経費の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、川俣町生活拠点形成交付金基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、歳入歳出予算で定める額の範囲内で町長が定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第4条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間その他必要な事項を定めて、基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の管理及び運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、この基金に編入するものとする。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置目的を達成するために行う必要な事業の経費に充てる場合に限り、予算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

平成26年2月18日

川俣町長 古川道郎

ご説明を申し上げます。

本条例は、福島復興再生特別措置法に規定します復興公営住宅等整備のため、国土交通省から交付をされる生活拠点形成交付金を管理運営するため、地方自治法に規定する特定目的のため、条例の定めにより基金を設けるものでございます。

第1条は基金の設置目的で、本基金は、生活拠点形成交付金事業と、これは具体的には復興公営住宅等の整備事業ですが、この経費の財源に充てる場合、第6条の規定により処分することができる目的基金でございます。なお、基金への積み立てにつきましては、平成25年度一般会計補正予算（第5号）により、6億1,540万円の積み立て予算を計上しておりまして、これは旧川俣精練の事務所棟を除く建物の解体費に充てる額を除いた来年度以降の復興公営住宅等整備のための財源とするものでございます。また、国で定めます生活拠点形成交付金の制度要綱におきまして、本事業の計画期間が平成28年度までとされておりますので、基金の条例を議案では裏面になりますけれども、附則第2項によって同期を取り、平成28年度末の平成29年3月31日の到来により、自動的に効力を失うこととしております。なお、本条例を平成26年2月18日付けで専決処分を行っておりますので、その報告を行いまして、承認をお願いをするものでございます。

以上、議案第18号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第18、議案第19号「専決処分の報告及びその承認について（専決第3号 東京電力福島第一原子力発電所原子力災害に伴う計画的避難区域の設定による被災者に対する平成26年度川俣町町税等の減免の特例に関する条例）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤修一君） 議案第19号、専決処分の報告及びその承認について 地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同法同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

記

専決第3号、東京電力福島第一原子力発電所原子力災害に伴う計画的避難区域の設定による被災者に対する平成26年度川俣町町税等の減免の特例に関する条例

平成26年3月6日提出

川俣町長 古川道郎

次のページをお開きください。

専決第3号、東京電力福島第一原子力発電所原子力災害に伴う計画的避難区域の設定による被災者に対する平成26年度川俣町町税等の減免の特例に関する条例

条文の読み上げは省略いたします。

平成26年2月18日

川俣町長 古川道郎

ご説明申し上げます。

本件専決処分の報告及びその承認につきましては、東京電力福島第一原子力発電所原子力災害に伴う計画的避難区域の設定による被災者に対する平成26年度川俣町町税等の減免の特例に関する条例の制定の専決処分について報告し、その承認を求めるものです。

本条例は、平成23年度、平成24年度及び平成25年度に引き続き平成26年度におきましても、計画的避難区域に住所を有する方々などに対しまして、町が課する町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の減免を行うため、町税等の減免の特例に関する条例を制定したものでございます。

第1条では、その趣旨を述べております。第2条では、被災区域を計画的避難区域に設定されたところの山木屋区域と定義しています。第3条第1項では、被災区域に住所を有する個人、法人等の町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料は、事業継続を認めた者に係るものを除いて申請によることなく、全額を免除することとしています。同じく第2項では、被災区域以外の区域に住所を有する個人、法人が、被災区域内に土地家屋、償却資産を有する場合、その固定資産にかかる固定資産税相当額を減免することを述べ、同項第1号では申請を、2号で承認又は却下を、3号でその申請は本年12月31日までに行わなければならない旨を述べています。同じく第3項では、被災区域以外の区域に住所を有する個人、法人が、被災区域の中を使用の本拠として軽自動車にかかる軽自動車税相当額を減免することを述べ、同項第1号で申請を、2号で承認又は却下を、3号でその申請は、本年12月31日までに行わなければならない旨を述べています。第4条では、第3号の申請に虚偽、その他不正があった場合、当該減免の取り消しについて述べております。第5条では、必要事項について、町長への委任を述べております。附則では、この条例の施行日及び26年度分の町税等に限っての適用を述べております。

次に、様式第1号は、第3条関係の固定資産税減免申請書、第2号は、固定資産税減免申請に対する承認又は却下の通知書。第3号は、同じく第3条関係の軽自動車税減免申請書。第4号は、軽自動車税減免申請に対する承認又は却下の通知書でございます。

以上、議案第19号、「専決処分の報告及びその承認について（専決第3号 東京電力福島第一原子力発電所原子力災害に伴う計画的避難区域の設定による被災者に対する平成26年度川俣町町税等の減免の特例に関する条例）」につきまして、ご説明申し上げます。以上です。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第19、議案第20号「専決処分の報告及びその承認について（専決第4号 平成25年度川俣町一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

- 企画財政課長（佐藤真寿夫君） 議案第20号、「専決処分の報告及びその承認について（専決第4号 平成25年度川俣町一般会計補正予算（第5号））」について説明した。

◇

◇

◇

- 議長（佐藤喜三郎君） ここでお諮りいたします。

日程第20、議案第21号から日程第38、議案第39号までは、条例の制定及び改正に関する議案です。以上19件を一括議題として、所管が同じ議案は、まとめて説明を受けたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

- 議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、以上19件は、一括議題とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

- 議長（佐藤喜三郎君） 日程第20、議案第21号「川俣町指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

- 保健福祉課長（菅野浩市郎君） 議案第21号、川俣町指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する条例（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）

第78条の2第1項及び同条第4項第1号並びに法第115条の12第2項第1号の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準等を定めるものとする。

（入所定員）

第2条 法第78条の2第1項に規定する条例で定める数は、29人以下とする。

（事業者の指定に関する基準）

第3条 法第78条の2第4項第1号及び第115条の12第2項第1号に規定する条例で定める者は、法人とする。

（その他）

第4条 この条例に定めるもののほか、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成26年3月6日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整

備に関する法律」等の制定による介護保険法の改正により、町が指定・指導監査の権限を有する地域密着型サービス事業者及び地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する申請者の基準並びに地域密着型介護老人福祉施設の入所定員に関する基準について定めるため、条例を制定しようとするものである。

ご説明申し上げます。

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる分権法と言われておりますが、この法律により介護保険法が改正され、従来、厚生労働省等で定めることとされていた介護サービスにかかる基準について、市町村の条例で定めることとされたための制定でございます。地域密着型サービスにつきましては、認知症や一人暮らしの高齢者などの増加を考え、要介護者の方々が住み慣れた地域の近くで介護サービスを受けることができるよう設立をされ、地域の現状や特徴を生かしたサービスの提供を目的としたものでございます。

以上で議案第２１号の説明といたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第２１，議案第２２号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

ここで説明資料を配付いたします。（資料配付）

配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 議案第２２号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（平成２５年川俣町条例第２１号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「平成２５年度」を「平成２６年度」に改める。

附 則

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

平成２６年３月６日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故後の行政区長、行政連絡員の業務量を考慮した報酬とするため、所要の改正を行うものである。

ご説明いたします。

川俣町災害対策本部からのお知らせについて、月２回、行政区長、連絡員様を通じて配付をしております。そのほか会議等が開催されるなど、行政区長、連絡員様に負担を強いていただいております。平成２６年度においても、平成２５年度同様

報酬を2倍にするものでございます。附則の改正で「25年度」を「26年度」にするものでございます。行政区長については、年額、等割1万1,600円を2万3,200円に、連絡員割1,500円から3,000円。連絡員については、年額、平等割1万円を2万円、世帯割、川俣地区については720円を1,440円。その他の地区840円を1,680円にするものでございます。別表の改正はございませんが、附則の改正で25年度を26年度にするものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第22、議案第23号「川俣町行政財産使用料条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

ここで説明資料を配付いたします。（資料配付）

配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 議案第23号、川俣町行政財産使用料条例の一部を改正する条例

川俣町行政財産使用料条例（平成3年川俣町条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表（第2条関係）建物の項使用料の欄中「105／100」を「108／100」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月6日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い所要の改正を行うものである。

説明をいたします。

皆さんのお手もとにただいま資料をお配りをしましたが、この新旧対照表の説明資料の2枚目になります。3分の2ページ目、この現行のところで、土地、建物とありますけども、建物のうち、町有地のうえにある建物にあっては、次の（1）により算出される額に100分の105を乗じて得た額。その下にも同様に100分の105を乗じて得た額とございますけれども、この部分につきまして、最後の3分の3ページにありますとおり、100分の108に改めるものでございます。消費税率5％から8％への引き上げに伴いまして、平成26年4月1日を施行日といたしまして、この資料にございますとおり、町行政財産のうち、建物の使用料につきまして、基本額に乗ずる率を100分の105から100分の108に改定を行うものでございます。

以上で議案第23号の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。



○議長（佐藤喜三郎君） 日程第 2 3，議案第 2 4 号「川俣町火葬場条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

ここで説明資料を配付いたします。（資料配付）

配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤修一君） 議案第 2 4 号、川俣町火葬場条例の一部を改正する条例

条文の読み上げは、省略いたします。

平成 2 6 年 3 月 6 日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い所要の改正を行うものである。

ご説明いたします。

本件につきましては、火葬場条例において、消費税を課して算定していた汚物焼却料について、消費税法の改正により料金の見直しをするものでございます。汚物焼却料のうち、分娩汚物につきましては、3,150円を3,240円に、汚物につきましては2,100円を2,160円に改正するものでございます。

以上、「川俣町火葬場条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたしました。



○議長（佐藤喜三郎君） 日程第 2 4，議案第 2 5 号「川俣町定住・二地域居住体験施設設置条例の一部を改正する条例」、日程第 2 5，議案第 2 6 号「川俣町農村環境施設設置条例の一部を改正する条例」、日程第 2 6，議案第 2 7 号「川俣町峠の森自然公園設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

ここで説明資料を配付いたします。（資料配付）

配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、当局の説明を求めます。産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） 議案第 2 5 号、川俣町定住・二地域居住体験施設設置条例の一部を改正する条例

川俣町定住・二地域居住体験施設設置条例（平成 2 0 年川俣町条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表を次のように改める。

施設名称	位置
山木屋体験施設	川俣町山木屋字問屋 6 8 番地の 3

飯坂体験施設	川俣町飯坂字上大木戸 1 3 番地の 4
--------	----------------------

第 6 条の表を次のように改める。

使用料の区分	単位	使用料
1 週単位	週	8, 0 0 0 円
1 月単位	月	5 0, 0 0 0 円

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 2 6 年 4 月 1 日から適用する。

平成 2 6 年 3 月 6 日

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

定住・二地域居住体験施設及び使用料を見直すため、所要の改正を行うものである。

それでは、ご説明を申し上げます。

お配りしております新旧対照表をご覧くださいと思います。寺久保の体験施設は老朽化に伴い、廃止させていただきます。また、平成 2 5 年度で取得いたしました飯坂体験施設を追加させていただきます。なお、使用料に関しましては、緊急時の入居によるもので、現在、飯坂の体験施設に入居しておりますので、今回、使用料に関しましては、現在の入居料金を基準に決定をさせていただいたものでございます。

以上、議案第 2 5 号、「川俣町定住・二地域居住体験施設設置条例の一部を改正する条例」でございますので、ご審議をよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、議案第 2 6 号、「川俣町農村環境施設設置条例の一部を改正する条例」について、説明をいたしたいと思っておりますけれども、その前に内容等におきまして、訂正がありましたことをここで最初にお詫び申し上げます。

議案第 2 6 号、川俣町農村環境施設設置条例の一部を改正する条例

川俣町農村環境施設設置条例（昭和 5 6 年川俣町条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

別表 2、別表 3 を次のように改める。別表 2、別表 3 につきましては、お配りいたしました新旧対照表により説明をさせていただきますので、内容等に関しましてはご覧をいただきたいと思っております。

附 則

1 この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 6 年 3 月 6 日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い所要の改正を行うものでございます。新旧対照表をご覧くださいと思います。これは、消費税が 5 % から 8 % に改

正され、３％の増税分を調整いたしました。対照表にありますとおり、１円以下は切り捨てをし、１０円単位で料金を確定したものでございます。

以上、議案第２６号、「川俣町農村環境施設設置条例の一部を改正する条例」についての説明を終わります。審議の方をよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、議案第２７号のご説明をいたします。

議案第２７号、川俣町峠の森自然公園設置条例の一部を改正する条例

川俣町峠の森自然公園設置条例（昭和５８年川俣町条例第２５号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。別表に関しましては、先ほどと同じように、配付されました資料によって説明したいと思いますので、ご参照いただきたいと思います。

附 則

１ この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

平成２６年３月６日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い所要の改正を行うものであります。

別表をご参照いただきたいと思います。これも先ほど説明しましたとおり、配付資料の新旧対照表にございますとおり、消費税が５％から８％に改正されたことによります調整でございまして、１円以下は切り捨てとし、１０円単位で料金を確定いたしました。参照いただきました線の付いている部分のところが、改正部分でございします。

以上で議案第２７号、「川俣町峠の森自然公園設置条例の一部を改正する条例」の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で３件分の説明を終わらせていただきます。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第２７，議案第２８号「川俣町公共用財産使用等条例の一部を改正する条例」、日程第２８，議案第２９号「川俣町都市公園条例の一部を改正する条例」、日程第２９，議案第３０号「川俣町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」、日程第３０，議案第３１号「川俣町町営住宅条例の一部を改正する条例」、日程第３１，議案第３２号「川俣町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例」、日程第３２，議案第３３号「川俣町水道事業給水条例の一部を改正する条例」、日程第３３，議案第３４号「町道路線の認定及び廃止について」、以上７件を議題といたします。

当局の説明の前に、説明資料を配付いたします。（資料配付）

配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、当局の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） 議案第２８号、川俣町公共用財産使用等条例の一部を

改正する条例

川俣町公共用財産使用等条例（平成１３年条例第５号）の一部を次のように改正する。

第１３条第２項中、「１００分の１０５」を「１００分の１０８」に改める。

附 則

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

平成２６年３月６日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い所要の改正を行うものである。

それでは、新旧対照表でご説明申し上げます。

土地又は公有水面の使用期間が１月に満たないものについての使用料は、消費税がかかりますが、今回の消費税率の改定に伴いまして、「１００分の１０５」を「１００分の１０８」に改めるものでございます。

続きまして、議案第２９号、川俣町都市公園条例の一部を改正する条例

川俣町都市公園条例（昭和５１年条例第９号）の一部を次のように改正する。

別表第２（第１２条関係）の各表を次のように改める。

別表第２の各表の朗読は、省略いたします。

次のページお願いいたします。

附 則

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

平成２６年３月６日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

道路法施行令の一部改正に伴い、都市公園の占用に係る使用料の改正を行うものである。

これにつきましても新旧対照表でご説明申し上げます。

別表第２、第１２条関係ですが、１、公園施設の設置又は公園施設の管理による土地の施設の使用料につきましては、消費税分の引き上げで１．０５から１．０８に改正となります。２、公園の占用許可による占用料につきましては、道路法施行令の占用料と県の都市公園条例を参考に定めておりましたが、県の都市公園条例の占用料も平成２５年４月１日に改正をされたため、本町においても占用料の改正をするものでございます。次のページですが、３、公園内の行為許可による使用料につきましては、区分の欄が上から３つ目までは、県の都市公園条例、下の２つが、消費税に伴う変更によるものでございまして、それぞれ変更となるものでございます。これで条例第２９号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第３０号、川俣町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

川俣町道路占用料徴収条例（昭和６１年川俣町条例第２号）の一部を次のように

改正する。

第2条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、道路の占用のうち当該占用の当該占用の期間が1月に満たないものについての占用料の額は、同項本文の規定により算定した額（その額が100円に満たない場合にあつては、その額）に1.08を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円とし、その額が100円以上の場合であつて、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。ただし、同項ただし書きの規定により算定することとなる場合にあつては、各年度の占用料の額（その額が100円に満たない場合にあつては、その額）に1.08を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円とし、その額が100円以上の場合であつて、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。）の合計額とする。

第3条第1項第1号中「道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第11の7第1項」を「道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第11条の8第1項」に改める。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（延滞金）

第6条 町長は、法第73条第2項（法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、法第73条第1項の規定による督促に係る同項に規定する納付すべき期限（次項において「督促納付期限」という。）までに占用料を納付しない者から延滞金を徴収する。

2 前項の延滞金の額は、督促納付期限の翌日から占用料の納付の日までの日数に応じ占用料の額に年10.75パーセントの割合を乗じて得た額とする。

3 延滞金の徴収に関しこの条例に定めのない事項は、諸収入金に対する延滞金徴収条例（昭和32年12月25日条例第68号）の規定を適用する。

別表を次のように改める。別表の朗読は、省略いたします。5ページをお願いいたします。

附 則

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の川俣町道路占用料徴収条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用の期間に係る占用料の額について適用し、同日前の占用の期間に係る占用料の額については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第6条の規定は、施行日以後の占用料（川俣町道路占用料徴収条例第2条第1項に規定する占用の期間の始期が施行日以後である占用に係るものに限る。）に係る延滞金について適用する。

平成26年3月6日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

道路法施行令の一部改正に伴い、道路の占用に係る占用料の改正を行うものである。

新旧対照表でご説明申し上げます。

占用料の額、第2条第2項につきましては、1月に満たない占用料には消費税がかかりますが、現行の条例では規定されておりました。今回の改正で新たに規定をするものでございます。占用料の特例等第3条は、施行令の条の変更によるものでございます。延滞金、第6条につきましては規定がなかったので、今回、定めるものでございます。端数処理、第7条につきましては、条の繰り下げでございます。

以上、議案第30号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第31号、川俣町町営住宅条例の一部を改正する条例

川俣町町営住宅条例（平成4年川俣町条例第2号）の一部を次のように改正する。
別表1、「七窪団地」の項中「25」を「23」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月6日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

老朽化した町営住宅の用途を廃止するため、所要の改正を行うものがある。

新旧対照表でご説明申し上げます。

別表1の七窪住宅の欄でございますが、現行が「25」でございますが、老朽化して住むことができませんので、2戸を減らし、「23」にするものでございます。

続きまして、議案第32号、川俣町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

川俣町簡易水道事業給水条例（平成9年川俣町条例第38号）の一部を次のように改正する。

第27条を次のように改める。

第27条 料金は、1か月につき、次の表により算定した基本料金と水量料金の合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき算出される消費税の額に相当する額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき算出される地方消費税の額に相当する額を加算した額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、営農給水装置については、水量料金のみとする。

(1)基本料金（1か月につき）

メーターの口径	基本料金	メーターの口径	基本料金
20 mm	1,360 円	40 mm	8,000 円
25 mm	1,980 円	50 mm	13,000 円

30 mm	3,400 円
-------	---------

(2) 水量料金

使用水量区分	水量料金	
1 m ³ から 10 m ³ まで	1 m ³ につき	74 円
11 m ³ から 20 m ³ まで		145 円
21 m ³ から 50 m ³ まで		165 円
51 m ³ から 100 m ³ まで		185 円
101 m ³ 以上の分		205 円

(3) 水量料金（営農給水装置）

使用水量区分	水量料金	
1 m ³ から 10 m ³ まで	1 m ³ につき	37 円
11 m ³ から 20 m ³ まで		73 円
21 m ³ から 50 m ³ まで		83 円
51 m ³ から 100 m ³ まで		93 円
101 m ³ 以上の分		103 円

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

平成 26 年 3 月 6 日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い所要の改正を行うものである。

新旧対照表でご説明申し上げます。

料金、第 27 条ですが、税抜き料金に消費税を加算額と改正案では、税抜き料金に消費税を加算した額とするものでございます。次ページをお願いいたします。

別記 1 でございますが、改正後の案は税抜きの料金、現行は税込みの料金でございます。

別記 2 につきましても同じで、改正後は税抜き、現行は税込みでございます。

別記 3 につきましても、改正後は税抜き、現行は税込みの料金でございます。

以上で議案第 32 号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 33 号、川俣町水道事業給水条例の一部を改正する条例

川俣町水道事業給水条例（平成 9 年川俣町条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 26 条を次のように改める。

第 26 条 料金は、1 か月につき、次の表により算定した基本料金と水量料金の合計額に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定に基づき算出される消費税の額に相当する額及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定に基づき算出される地方消費税の額に相当する額（以下「消費税相当額」という。）を加算した額

とする。この場合において、その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 基本料金（1 か月につき）

メーターの口径	基本料金	メーターの口径	基本料金
13 mm	1,250 円	40 mm	11,100 円
20 mm	1,700 円	50 mm	16,400 円
25 mm	3,200 円	75 mm	34,000 円
30 mm	6,600 円		

(2) 水量料金

使用水量区分	水量料金	
1 m ³ から 10 m ³ まで	1 m ³ につき	80 円
11 m ³ から 20 m ³ まで		170 円
21 m ³ から 50 m ³ まで		200 円
51 m ³ から 100 m ³ まで		230 円
101 m ³ 以上の分		250 円

第 3 4 条第 1 項中「次の各項に定める金額」の次に「に消費税相当額を加算した額」を加える。

第 3 4 条第 2 項の表を次のように改める。

メーターの口径	加入金の額	メーターの口径	基本料金
13 mm	45,000 円	40 mm	450,000 円
20 mm	105,000 円	50 mm	660,000 円
25 mm	165,000 円	75 mm	1,485,000 円
30 mm	225,000 円		

附 則

この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 6 年 3 月 6 日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い所要の改正を行うものである。

これにつきましても、新旧対照表でご説明申し上げます。

第 2 6 条、料金ですが、税抜き料金に消費税を加算した額とするものでございます。現行は、税込みの価格でございますが、改正では、税抜きの価格に消費税を加算した額とするものでございます。

加入金、3 4 条ですが、これにつきましても、税抜き価格に消費税を加算した額に改定をするものでございます。現行は、税込みの価格となっております。

次のページお願いいたします。別記 1 の改正後の案は税抜きの料金、現行は税込みの料金でございます。

次のページお願いいたします。別記 2 の改正後の案も税抜き料金、現行は税込みでございます。

別記 3 も改正後の案は税抜きの価格、現行は税込みの額となっております。

以上で議案第 33 号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 34 号、町道路線の認定及び廃止について

町道の路線を次のように認定及び廃止する

1. 認定する路線

路線 番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
1124	館ノ腰 2 号線	川俣町字館ノ腰 43-1 先	館ノ腰 地内
		川俣町字館ノ腰 49-2 先	
2339	堂ノ窪線	川俣町大字鶴沢字堂ノ窪 14-7 先	堂ノ窪 地内
		川俣町大字鶴沢字堂ノ窪 11-8 先	
2340	田畑・暮シノ内線	川俣町大字東福沢字田畑 126 先	田畑 地内
		川俣町大字東福沢字暮シノ内 50-1 先	
2341	田畑線	川俣町大字東福沢字田畑 128 先	田畑 地内
		川俣町大字東福沢字田畑 113 先	
4051	新関前・細越線	川俣町大字小島字新関前 1-1 先	新関前 地内
		川俣町大字小島字細越 1 先	

2. 廃止する路線

路線 番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
4003	新関前・関袋線	川俣町大字小島字新関前 1-1 先	新関前 地内
		川俣町大字小島字関袋 2-2 先	

平成 26 年 3 月 6 日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

町道路線の認定及び廃止を行うにあたり、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項及び同法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を得るものである。

それでは、認定路線の位置図でご説明申し上げます。3 ページをお願いいたします。

1124、館ノ腰 2 号線、延長が 40 メーター、幅員となっておりますが、これは敷地の幅でございます。4.0～4.5 メーター。この路線につきましては、町道路

線の認定の申請があったものでございます。

次のページをお願いいたします。2339、堂ノ窪線、延長132メートル、幅員が3～6メートル。この路線につきましては、町道の認定基準を満たしているということで、認定をするものでございます。

次のページをお願いいたします。2340、田畑・暮シノ内線、延長が320メートル、幅員が4.0～8.0メートル。これは敷地の幅でございます。この路線につきましては、町道の認定の請願があったものでございます。

次のページをお願いいたします。2341、田畑線、延長が75メートル、幅員が0.5～2メートル。この路線につきましても、町道の認定の請願があったものでございます。

次のページをお願いいたします。4051、新関前・細越線、延長が170メートル、幅員が2.0～2.7メートル。この路線につきましては、次の8ページの廃止路線と同じ路線でございます。延長を延ばした結果、終点の字が異なるということで、新たに路線の認定をするものでございます。

次のページ、8ページをお願いいたします。4003、新関前・関袋線、これは廃止する路線でございます。延長が124.2メートル、幅員が2.2～2.7メートル。7ページでご説明申し上げた新たに認定する新関前・細越線と重複するため、廃止するものでございます。

以上で議案第28号から議案第34号までの議案の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで休憩いたします。再開は4時35分といたします。

なお、ここで議会運営委員会を開催したいと思いますので、議長室にお願いします。（午後4時17分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。（午後4時35分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで議案第19号の様式が配付されていなかったということで、配付してほしいという申し出がありましたので、配付いたします。

（議案配付）

配付漏れはないでしょうか。

（「なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） それでは進めます。ここで先ほど議会運営委員会を開催しましたので、この結果について、議会運営委員長から報告願います。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（石河 清君） 先ほど議会運営委員会を開催いたしましたので、報告します。

議会運営委員会で協議の結果、本日は会議時間を延長し、当局の説明を受けるこ

とに決定をいたしました。以上、議会運営委員会で決定をいたしましたので、議員皆様のご協力をよろしくお願いいたします。なお、当局に申し上げますが、分かりやすく簡潔にお願いしたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日は、会議時間を延長して説明を聞くことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本日は、会議時間を延長することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第３４，議案第３５号「川俣町公民館使用条例の一部を改正する条例」、日程第３５，議案第３６号「川俣町合宿所設置条例の一部を改正する条例」、日程第３６，議案第３７号「川俣町社会体育施設設置条例の一部を改正する条例」、日程第３７，議案第３８号「川俣町自然体験宿泊施設「おじまふるさと交流館」設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」、日程第３８，議案第３９号「川俣町美術館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」、以上を議題といたします。

ここで説明資料を配付いたします。（資料配付）

説明資料の配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、当局の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（丹野雅直君） 議案第３５号、川俣町公民館使用条例の一部を改正する条例

川俣町公民館使用条例（昭和５６年川俣町条例第２０号）の一部を次のように改正する。

別表第１から別表３までを次のように改める。

別表の朗読につきましては、省略をさせていただきます。

附 則

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

平成２６年３月６日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い所要の改正を行うものでございます。

ご説明を申し上げます。

お手もとに配付してございます新旧対照表をご覧ください。右側の欄に現行の分が載せてあります。左側に改正案でございます。下線のところが変更となるところでございます。消費税率５％から８％の引き上げ分、公民館の使用料等について改正をするものでございます。

以上、議案第３５号の説明とさせていただきます。ご審議をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第３６号、川俣町合宿所設置条例の一部を改正する条例
川俣町合宿所設置条例（平成６年川俣町条例第６号）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表の朗読は、省略させていただきます。

附 則

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

平成２６年３月６日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い所要の改正を行うものである。

ご説明を申し上げます。

合宿所の使用料についても、公民館の使用料と同様に消費税率の引き上げに伴いまして、合宿所使用料の改正を行うものでございます。新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。

以上、議案第３６号の説明とさせていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、議案第３７号、川俣町社会体育施設設置条例の一部を改正する条例
川俣町社会体育施設設置条例（昭和５８年川俣町条例第３０号）の一部を次のように改正する。

別表第１から別表３までを次のように改める。

別表の朗読については、省略させていただきます。

附 則

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

平成２６年３月６日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い所要の改正を行うものである。

ご説明を申し上げます。

社会体育施設の使用料についても、公民館使用料と同様に消費税率の引き上げ分、社会体育施設使用料について、改正を行うものでございます。別紙の新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。

以上、議案第３７号の説明とさせていただきます。ご審議をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第３８号、川俣町自然体験宿泊施設「おじまふるさと交流館」設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

川俣町自然体験宿泊施設「おじまふるさと交流館」設置及び管理に関する条例（平

成 2 2 年川俣町条例第 2 4 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

表の朗読につきましては、省略させていただきます。

附 則

この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 6 年 3 月 6 日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い所要の改正を行うものである。

ご説明を申し上げます。

おじまふるさと交流館の使用料についても、公民館使用料と同様に改正を行うものでございます。

以上、議案第 3 8 号について、ご説明を申し上げました。よろしくご審議をお願い申し上げます。

続きまして、議案第 3 9 号、川俣町美術館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

川俣町美術館設置及び管理に関する条例（平成 2 2 年川俣町条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

表の朗読は、省略させていただきます。

附 則

この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 6 年 3 月 6 日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い所要の改正を行うものである。

ご説明を申し上げます。

川俣町美術館の使用料についても、公民館の使用料と同じく消費税の改正に伴いまして、使用料の改正を行うものでございます。

以上、議案第 3 9 号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君）　ここでお諮りいたします。

日程第 3 9，議案第 4 0 号から日程第 4 2，議案第 4 3 号までは、平成 2 5 年度各会計の補正予算です。以上 4 件を一括議題として、所管が同じ議題はまとめて説明を受けたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君）　異議なしと認めます。

よって、以上４件は、一括議題とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第３９，議案第４０号「平成２５年度川俣町一般会計補正予算（第６号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 議案第４０号「平成２５年度川俣町一般会計補正予算（第６号）」について説明した。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第４０，議案第４１号「平成２５年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）」、日程第４１，議案第４２号「平成２５年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第４号）」、日程第４２，議案第４３号「平成２５年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）」、以上を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅野浩市郎君） 議案第４１号「平成２５年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）」、議案第４２号「平成２５年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第４号）」、議案第４３号「平成２５年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）」について説明した。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここでお諮りいたします。

日程第４３，議案第４４号から日程第５５，議案第５６号までは平成２６年度各会計の当初予算です。以上１３件を一括議題とし、所管が同じ議題はまとめて説明を受けたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって以上１３件は、一括議題とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第４３，議案第４４号「平成２６年度川俣町一般会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 議案第４４号「平成２６年度川俣町一般会計予算」について説明した。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第４４，議案第４５号「平成２６年度川俣町国民健康保険特別会計予算」、日程第４５，議案第４６号「平成２６年度川俣町介護保険特別会計予算」、日程第４６，議案第４７号「平成２６年度川俣町後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅野浩市郎君） 議案第４５号「平成２６年度川俣町国民健康保険特

別会計予算」、議案第46号「平成26年度川俣町介護保険特別会計予算」、議案第47号「平成26年度川俣町後期高齢者医療特別会計予算」について説明した。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第47，議案第48号「平成26年度川俣町水道事業会計予算」、日程第48，議案第49号「平成26年度川俣町簡易水道事業特別会計予算」、以上2件を議題といたします。

当局の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） 議案第48号「平成26年度川俣町水道事業会計予算」、議案第49号「平成26年度川俣町簡易水道事業特別会計予算」について説明した。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第49，議案第50号「平成26年度川俣町奨学資金特別会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。教育次長。

○教育次長（仲江泰宏君） 議案第50号「平成26年度川俣町奨学資金特別会計予算」について説明した。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第50，議案第51号「平成26年度川俣町工業団地造成事業特別会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） 議案第51号「平成26年度川俣町工業団地造成事業特別会計予算」について説明した。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第51，議案第52号「平成26年度川俣町小島財産区特別会計予算」、日程第52，議案第53号「平成26年度川俣町飯坂財産区特別会計予算」、日程第53，議案第54号「平成26年度川俣町大綱木財産区特別会計予算」、日程第54，議案第55号「平成26年度川俣町小綱木財産区特別会計予算」、日程第55，議案第56号「平成26年度川俣町山木屋財産区特別会計予算」、以上5件を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 議案第52号「平成26年度川俣町小島財産区特別会計予算」、議案第53号「平成26年度川俣町飯坂財産区特別会計予算」、議案第54号「平成26年度川俣町大綱木財産区特別会計予算」、議案第55号「平成26年度川俣町小綱木財産区特別会計予算」、議案第56号「平成26年度川俣町山木屋財産区特別会計予算」について説明した。

◇

◇

◇

◎散会の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日 7 日、金曜日は、議案調査のため休会、8 日は土曜日、9 日は日曜日のため休会。10 日、月曜日は、午前 10 時から本会議を開き、一般質問を行います。

本日は、これをもって散会といたします。遅くまでご苦労さまでした。

(午後 7 時 33 分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 佐藤 喜三郎

同 署名議員 村上 源吉

同 署名議員 高橋 道弘